

指標連動方式に関する基本的考え方

令和4年5月

内閣府民間資金等活用事業推進室

目次

1. 前書き	1
2. 指標連動方式の基本的な考え方	2
(1) 指標連動方式の目的	2
(2) 指標連動方式の特徴	2
(3) 指標連動方式の採用が考えられる事業	3
3. 事業実施の各段階における指標連動方式の検討事項	5
(1) 事前の検討（基本計画の策定・維持管理計画の見直し等）	5
(2) 実施方針の策定及び公表（PFI事業の場合）	5
(3) 特定事業の評価・選定（PFI事業の場合）	5
(4) 民間事業者の募集、評価・選定	5
(5) 事業に係る契約の締結等	6
4. 指標の設定	8
(1) 指標設定に関する基本的考え方	8
(2) 指標の具体例	8
5. 「サービス対価」の支払メカニズム	9
(1) 支払メカニズムの枠組み	9
(2) 支払メカニズムの検討にあたっての留意点	12
6. モニタリング	16
7. 「サービス対価」以外での指標の活用	18
(参考) 成果連動型民間委託契約方式（PFS）との相違	19

1. 前書き

指標連動方式は、公共施設等の管理者等（PFI法第2条3項に定める「公共施設等の管理者等」）を指す。以下「管理者等」という。が民間事業者の提供するサービスに対して対価（以下「サービス対価」という。）を支払う契約等（PFI事業における事業契約、包括的民間委託契約等を含む。）のうち、管理者等が求めるサービス水準に関する指標を設定し、サービス対価の一部又は全部が、当該指標の達成状況に応じて決まる方式である。

性能発注を採用する場合において、公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するための手法の一つとして、インフラの機能や持続性に対応した指標を設定し、サービス対価の一部又は全部が、当該指標の達成状況に応じて決められる方式（指標連動方式）を採用することが考えられる。

厳しい財政状況や公共施設等の老朽化の進展を踏まえ、民間の技術やノウハウによる創意工夫を引き出すことの重要性が高まっている。指標連動方式の考え方は、全く新しい概念というわけではないが、実施にあたっての課題や論点、効果について十分な整理がなされておらず、指標連動方式の導入は進んでいなかった。

このため、指標連動方式に関し、指標連動方式の効果や現時点で判明している論点を整理し、「指標連動方式に関する基本的考え方」として今回取りまとめた。この、「指標連動方式に関する基本的考え方」は、指標連動方式を用いた事業を検討する上で参考となるものであり、今後の指標連動方式に関する議論や実務の蓄積等を踏まえて、内容の充実を図っていくものである。

2. 指標連動方式の基本的な考え方

(1) 指標連動方式の目的

- 極めて厳しい財政状況の中で、今後多くの公共施設等が老朽化による更新時期を迎えるため、効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進めることが重要である。特に、公共施設の維持管理業務などにおいては、より効率的かつ効果的に実施するため、民間事業者の技術やノウハウによる創意工夫を發揮しやすい施策が求められている。
- PFI事業においては、民間の創意工夫を引き出す性能発注が原則であるが、性能発注を採用する場合、公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するための手法の一つとして、インフラの機能や持続性に対応した指標を設定し、サービス対価の一部又は全部が、当該指標の達成状況に応じて決められる方式（指標連動方式）を採用することが考えられる。

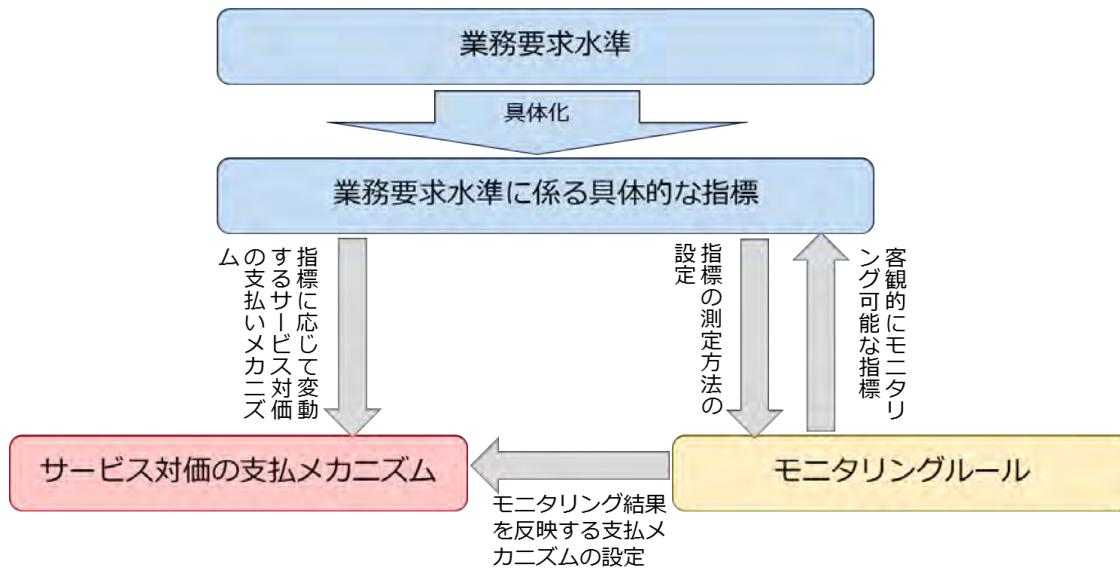
(2) 指標連動方式の特徴

- 指標連動方式とは、管理者等が民間事業者の提供するサービスに対して対価を支払う契約等（PFI事業における事業契約、包括的民間委託契約等を含む。）のうち、管理者等が求めるサービス水準に関する指標を設定し、サービス対価等の一部又は全部が、当該指標の達成状況に応じて決まる方式である。
- 指標連動方式においては、契約における性能規定を基に指標が設定される。管理者等は提供されるべき公共サービスの水準を関係者と協議して指標として設定し、その指標を充足させるための手法については民間事業者の創意工夫に委ねられる。
- 指標連動方式は、質の高い公共サービスの実施を目的とするもので、性能規定を指標に反映することによって民間事業者の創意工夫による業務の効率化やサービス水準の向上を促すとともに、適正かつ確実なサービスの提供を確保するものであり、以下の特徴がある。
 - 性能規定である業務要求水準、業務要求水準に係る具体的な指標¹（以下「指標」という。）、サービス対価の支払メカニズム及びモニタリングルールが一体となり、相互に連動して運用される。
 - 指標については、業務要求水準を具体化したもので、客観的にモニタリング可能なものが設定される。
 - 指標は性能規定を基に設定されるものであり、指標達成に向けた手法は民間事業者の創意工夫に委ねられることから、創意工夫次第で、民間事業者は収益性を向上させることができる。
 - 管理者等の求める業務要求水準の重要性や民間事業者に対するインセンティブ、社会への影響度合い等に基づき、指標間の重み付けが設定される。

¹ 管理者等が求める業務要求水準を上回る提案が民間事業者によりなされた場合には、当該提案に係る指標が定められることも考えられる。

- 指標と連動し、民間事業者の創意工夫を促すと共に適正かつ確実なサービスの提供の確保を促すサービス対価の変動ルール（支払メカニズム）が設定される。
- 指標の測定主体や測定方法等に関してモニタリングルールが設定される。

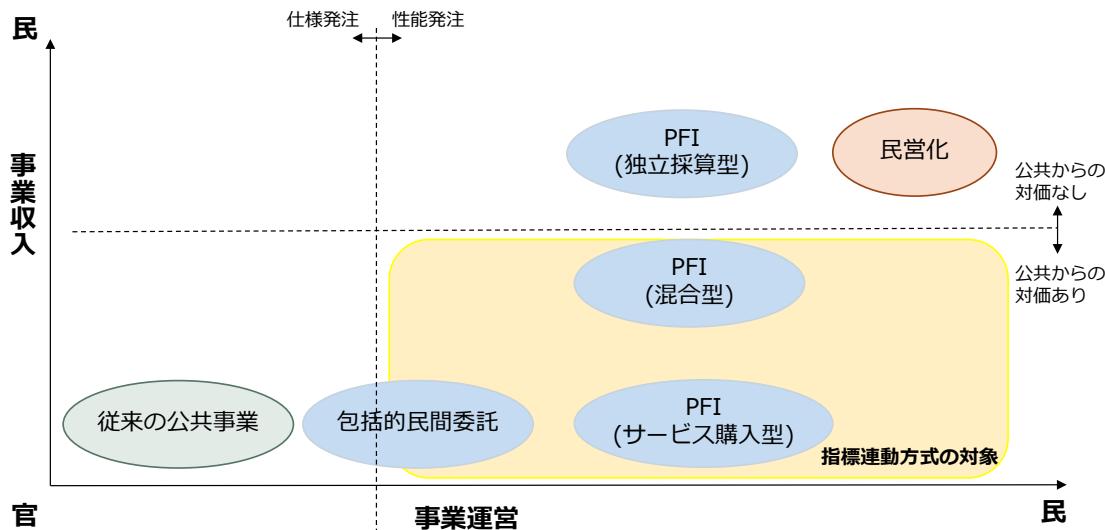
図表 1 業務要求水準・モニタリングルール等の関係



(3) 指標連動方式の採用が考えられる事業

- 指標連動方式は、①いわゆる性能発注を前提とする、②管理者等から民間事業者に対してサービス対価が支払われる事業、において採用することが可能である。このため、公共施設等の整備等（PFI法第2条2項に定める「公共施設等の整備等」を指す。）を行う事業で、PFI(サービス購入型)、PFI(混合型)、包括的民間委託などの事業手法を採用する場合に、サービス対価の支払方法として採用することが考えられる。

図表 2 指標連動方式と他の事業方式の関係



- 以下の特徴を持つ施設において、指標連動方式を取り入れることが考えられる。
 - ▶ 公共施設等の維持管理業務に係る包括的民間委託
 - 公共施設等で管理者等が求める業務要求水準が明確であり、かつ性能規定に基づく指標の設定や効率的なモニタリングが可能である施設については、指標連動方式の導入によって、適正かつ確実なサービスの提供を確保しながら、民間事業者の創意工夫を發揮できるようになる²。それによって、民間事業者による適正な履行を確保しつつ、維持管理業務の手法や修繕の手法・タイミングを民間事業者の裁量に委ねることが可能となり、民間事業者のノウハウを活かした効率的な業務の実施に結び付くことが期待される。特に、資本的な支出が必要となる包括的民間委託において、効果が高くなるものと期待される。

²民間事業者が事前に施設の管理状況を把握することができない場合（例：地中埋設物を対象とする維持管理事業等）においては、当該施設の管理状況とサービス対価を連動させることは、民間事業者に予期せぬ過大なリスクを負担させることに繋がる。

3. 事業実施の各段階における指標連動方式の検討事項

(1) 事前の検討（基本計画の策定・維持管理計画の見直し）

- 公共施設等の整備等に関する事業を行う場合には、PFI等の事業手法の検討と併せて指標連動方式の導入についても検討を行い、客観的かつ明確な指標の設定の可否やモニタリングコスト等の観点から、他の手法と比較するよう努める。
- 公共施設等の維持管理計画の見直しを行う場合には、包括的民間委託、指定管理者制度等の事業手法の検討と併せて指標連動方式の導入についても検討を行い、客観的かつ明確な指標の設定の可否やモニタリングコスト等の観点から、他の手法と比較するよう努める。
- 検討にあたっては、指標連動方式の採用の有無、支払メカニズム・指標・モニタリングルール等について、サウンディングを実施することによって民間事業者の意見聴取をすることが有益であると考えられる。また、類似施設の情報を収集し、サービス対価の変動のシミュレーションをすることが望ましい。

(2) 実施方針の策定及び公表（PFI事業の場合）

- PFI事業で指標連動方式を採用する場合には、実施方針に支払メカニズム・指標・モニタリングルールに関する基本的な考え方を記載しなくてはならない。

(3) 特定事業の評価・選定（PFI事業の場合）

- 特定事業の評価・選定にあたってVFM評価を実施することになるが、その際に算定されるPFI事業のライフサイクルコスト（LCC）については、管理者等が定める業務要求水準を過不足なく満たすことを前提に指標連動方式を採用する場合の金額を算定すべきである。したがって、減額指標・増額指標が満たされないことを前提とすべきである。

(4) 民間事業者の募集、評価・選定

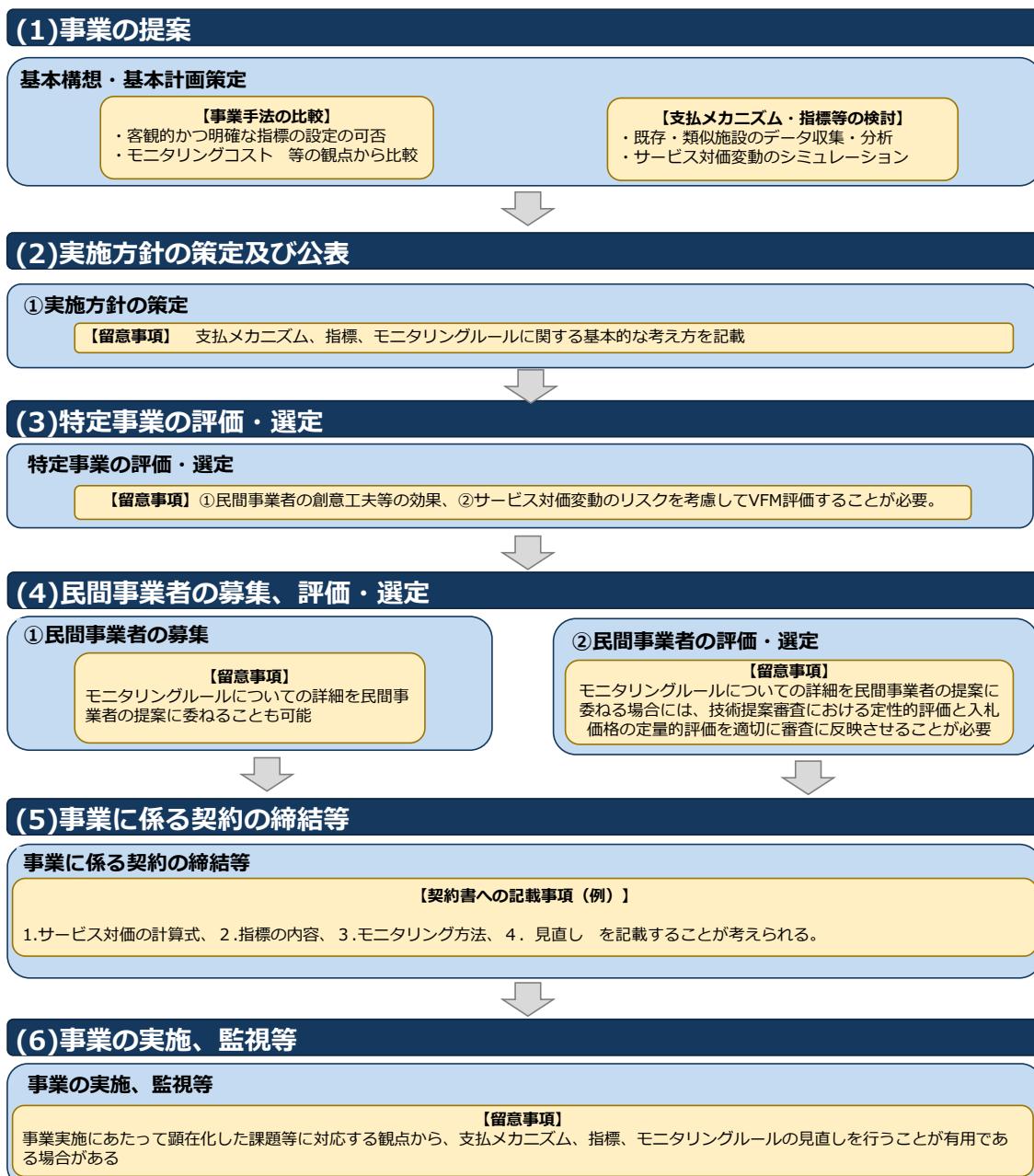
- 支払メカニズム・指標・モニタリングルールは対価変動リスクに関係し、民間事業者の入札価格に影響を与えるものであるため、入札公告にあたって、支払メカニズム・指標・モニタリングルールの詳細を示すことが望ましい。
- ただし、モニタリングルールの詳細については、民間事業者の事業提案次第である場合もあるため、支払メカニズム・指標を管理者等が入札時に条件として設定するが、モニタリングルールを民間事業者の提案事項とし、技術提案審査における定性的評価の対象とすることも考えられる。
- この場合、応札する民間事業者ごとに提案するモニタリングルールが異なることも考えられ、技術提案審査における定性的評価と入札価格の定量的評価を適切に審査

に反映させることが必要となる。

(5) 事業に係る契約の締結等

- 民間事業者からの提案内容が、入札公告時に示した管理者等が求める業務要求水準を上回る場合には、民間事業者から提案されたサービス水準をもとに、指標を再設定することが考えられる。
- 事業に係る契約書において、具体的な支払メカニズム・指標・モニタリングルールを盛り込むことが必要である。
- 事業開始後に、より適切な支払メカニズム・指標・モニタリングルールが考えられる場合に備えて、これらの変更に関する手続や見直しのタイミングについて事前に検討しておくことが望ましい。
- 事業に係る契約書に盛り込む必要がある事項の一例は、以下のとおりである。
 1. 支払メカニズム
 - 基準支払額（業務要求水準を過不足なく満たす場合におけるサービス対価）各指標と増額・減額金額の計算式との関係
 - 修復期間や繰り返し障害が発生する場合等の減額幅の割増し等に関するルール（設定する場合のみ）
 2. 指標の内容
 3. モニタリングルール
 - 各指標とモニタリングとの関係
 - モニタリング項目
 - モニタリング頻度
 - モニタリング手法
 - モニタリングの結果に疑義が生じた場合の手続等
 4. サービス対価の計算式・指標・モニタリング方法の見直し（実施する場合のみ）
 - 見直しの頻度、見直しのタイミング

図表 3 事業実施の各段階における指標連動方式の検討事項



4. 指標の設定

(1) 指標設定に関する基本的考え方

- 指標連動方式における指標は、管理者等が求める業務要求水準を具体化したもので、事業契約の本質的な要素に関わる指標を含むことが必要である。ただし、モニタリングの可能性を考慮し、全ての業務要求水準を指標として設定することは要しない。
- 指標は、業務要求水準を上回るサービス水準に対するインセンティブとして用いることもできる。サービス対価の増額（減額金額の相殺を含む）、契約期間の延長、業務の追加等に用いることが想定される。
- 関係者間で合意したモニタリング可能なものが設定される。
- 指標は性能規定を基に設定されるものであり、指標達成の手段は民間事業者の創意工夫に委ねられることとする。
- 客観的に把握でき、当事者間で解釈に相違が生じない指標とする。
- 民間事業者において、管理することができない事由に係る指標を、減額指標として用いることは望ましくない。
- 指標の数や内容次第でモニタリングコストが増大することに留意が必要である。
- 指標は公共施設等の「利用可能状態」と「パフォーマンス」³⁾に分けて設定し、支払いメカニズムに用いることもできる。

(2) 指標の具体例

- 指標の例として、以下のようなものが考えられる。

図表 4 指標の具体例

分野	指標	モニタリングルールとの関係	支払メカニズムとの関係
公共施設の維持管理	修繕業務に関して、対応箇所を確認してから〇日以内に対応	確認日時 業務の対応日時 を事業者にて記録し、月次の報告書に記載	〇日を超えて対応できなかつた場合には、1回につき〇ポイント減額
公共施設の維持管理	施設の空調設備について、条件に定める室内温度に達する	民間事業者において、各室の室内温度を計測、記録し、月次の報告書に記載	達しなかつた場合、一日・一部屋について〇ポイント減額

³⁾ 「利用可能状態」は、公共施設等が利用できる状態にあるか否かに関する指標であり、「パフォーマンス」は、公共施設等が利用可能であることを前提に、サービス水準がどの程度に達しているかを測る指標である。

5. 「サービス対価」の支払メカニズム

(1) 支払メカニズムの枠組み

- 指標の達成状況をサービス対価に連動させる方法として、基準支払額を設定する方法、基準支払額を設定しないで指標に基づいて積み上げる方法が考えられる。

サービス対価=指標の達成状況によって定められるサービス対価+その他サービス対価

指標の達成状況によって定められるサービス対価=基準支払額 ± 指標に基づく調整

※基準支払額を設定せず、「指標の達成状況によって定められるサービス対価= 指標に基づく調整」とする支払メカニズムを採用することも考えられる。

- 支払メカニズムの設定にあたっては、①指標の達成状況によって定められるサービス対価の割合、②基準支払額、③対価への反映方法を検討することが必要となる。

① 指標の達成状況によって定められるサービス対価の割合

- サービス対価の一部または全部を指標と連動させることができる。サービス対価の全額を指標連動方式の対象とすることで、過大なリスクが生じる場合には、サービス対価の一部のみを指標と連動することが考えられる。
- 設定される指標が、業務の一部のみに関わるものである場合には、指標が関わる業務に対する基準支払額をあらかじめ定めた上で、指標が関わる業務に係る対価の部分のみを指標の達成状況に連動させることが考えられる。例えば、資本的支出と修繕の双方を含む維持管理業務で、資本的支出に対して指標が設定されない場合には、資本的支出に係る業務に対する対価の部分は、指標と連動させないことが考えられる。

② 基準支払額の設定

- 基準支払額は、業務要求水準を過不足なく満たす場合におけるサービス対価である。指標の達成状況に応じてそこから増額・減額を実施することを想定する。
- 基準支払額を設定せず指標の達成状況に応じてサービス対価を積み上げる方式も妨げられない。

③ サービス対価への反映方法

- 指標の達成状況をサービス対価に反映させる仕組みに関して、(a)増減額する金額の算定方法、(b)指標毎の重み付けについて検討する必要がある。

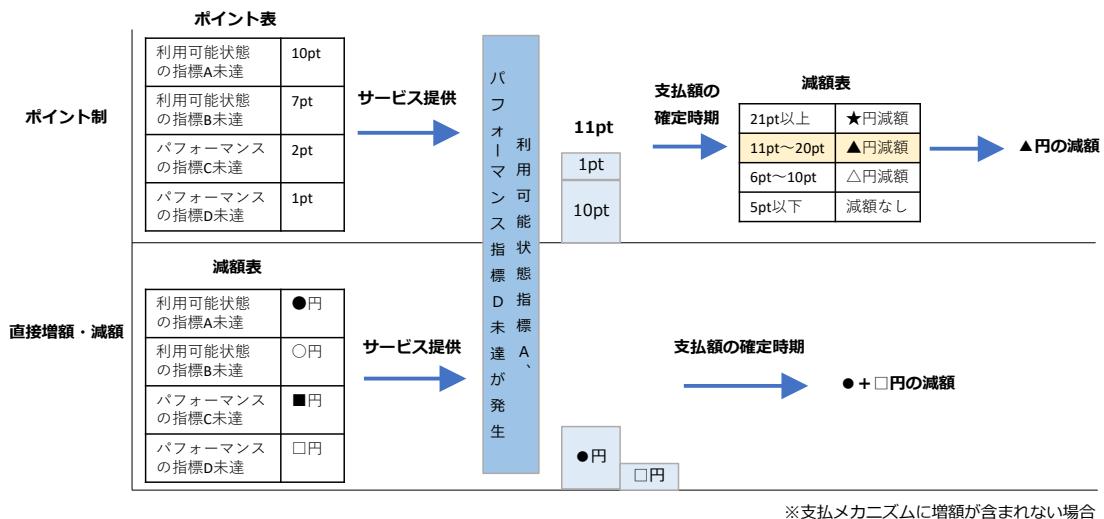
(a) 増減額する金額の算定方法

- ①指標毎にポイントを設定し、一定期間内（典型的にはサービス対価の支払間隔）の

合計ポイントに応じて変動対価が決まるポイント制、②指標毎に増減額する金額又は基準支払額に対する増減額割合を定める直接増額・減額が考えられる。

- 指標の性質に応じて、ポイント制を取る指標、直接増額・減額を行う指標に分けることも考えられる。

図表 5 ポイント制と直接増額・減額のイメージ



(b) 指標ごとの重み付け

- 管理者等の求める要求水準の重要性や民間事業者に対するインセンティブ、社会への影響度合い等に基づき、指標間の重み付けを行い、それぞれの指標ごとに増減額ボイント（増減額する金額）を変えることが考えられる。

図表 6 重み付けの例

減額調整 = ポイント×一定額(基準支払額をもとに算定)

- (原則) 利用が不能であった場合、1時間につき 1 ポイント
- 時間帯による調整と施設の種別に拠る調整をして、ポイントを算定
- (時間帯による調整)
 - ・ 平日の高優先時間帯は 3 倍
 - ・ 平日の中優先時間帯は 2 倍
- (施設の種別による調整)
 - ・ 特に重要な施設として指定する施設は 2 倍
 - ・ 上記以外の施設は 1 倍

- 民間事業者に対して、適正なサービス確保を求める観点から、減額となりうる事象が繰り返し発生した場合や、長期に亘って継続する場合には、減額する金額の割増しを行うことも考えられる。また、減額となりうる事象が債務不履行にもなる場合で、当該債務不履行の程度が著しく公共サービスの提供に重大な影響を与えるような場合には、是正通告や契約解除等も含めた対応を検討すべき場合があると考えられる。

図表 7 減額金額の割増しの例

減額調整 = ポイント×一定額(基準支払額をもとに算定)

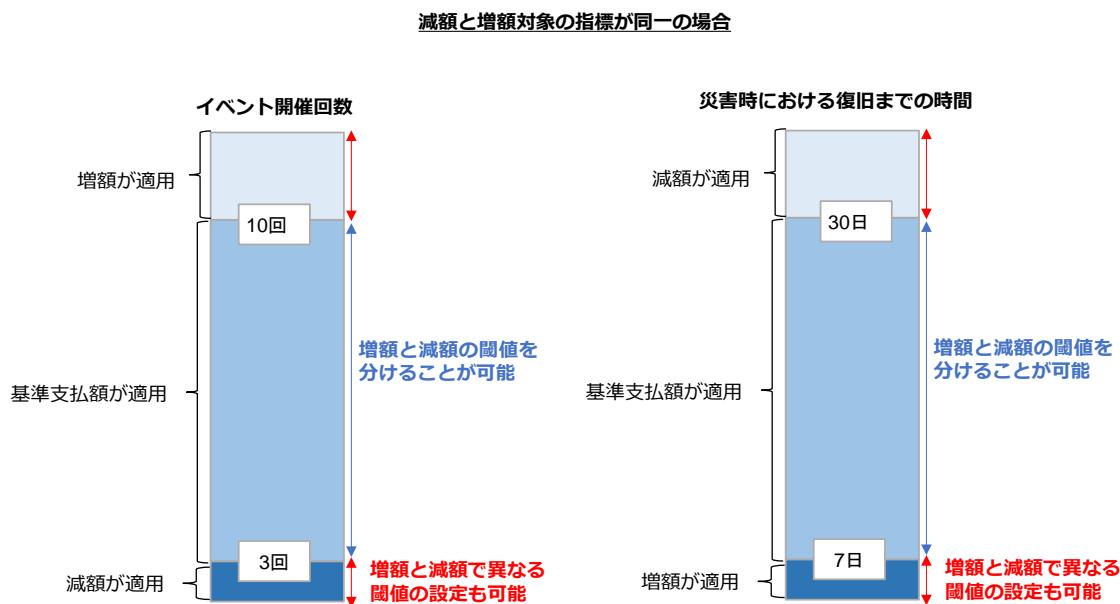
- (原則) 施設が利用不能であった場合、1 日につき 1 ポイント
- 利用不能の継続期間による調整と利用不能の繰り返しに拠る調整を乗じて、施設利用不能によるポイントを算定
- (利用不能の継続期間による調整)
 - ・ 利用不能な状態が 3 日以上続いた場合には 1.5 倍
 - ・ 利用不能な状態が 7 日以上続いた場合には 2 倍
 - ・ · · ·
- (利用不能の繰り返しによる調整)
 - ・ 利用不能な状態が 3 か月のうちに 3 回以上発生した場合には 1.5 倍
 - ・ 利用不能な状態が 3 か月のうちに 4 回以上発生した場合には 2 倍

(2) 支払メカニズムの検討にあたっての留意点

① 基準支払額からの増額

- 基準支払額から増額を行う場合のある支払いメカニズムを採用する場合には、増額後のサービス対価を民間事業者に対して確実に支払うことができるよう予算措置を講じることが必要である(債務負担行為の設定を含む。)。この場合、定められた予算の範囲内で支払を行うために、単年度の支払上限額を設定することが考えられる。
- サービス対価の対象期間において発生した減額(減額ポイント)を増額(増額ポイント)の上限とすることも考えられる。この場合には、基準支払額を上回るサービス対価を支払うことはない。なお、以下の点に留意することが必要である。
 - 増額指標を先に達成した場合、民間事業者としては増額分と同程度までの減額であれば受容可能となることも否定できないため、減額指標を満たすことへのインセンティブが減ぜられるおそれがある。
 - 増額する金額のうち、単年度の減額分を上回った部分については、次年度以降に繰り越すことが考えられる。
- 管理者等の利益に寄与しないような過剰サービスに基づいて増額することは、財政運営の観点から適切でない場合があるため、増額指標については、管理者等の利益に寄与するもののみを設定することが望ましい。また、サービスの質及び量について、管理者等による予算の適正な執行という観点からの合理的な説明が必要である点に留意が必要である。
- 減額対象となる指標と、増額対象となる指標は必ずしも同一の指標でなくても良い。また、同一の指標を減額対象・増額対象のいずれにも用いる場合について、減額対象にするか否かの閾値と、増額対象の閾値を分けることも考えられる。
 - (例) 「イベント開催数」を指標として用いる場合、3回を下回る場合において減額するが、どんなに開催数が多くても増額は行わないとする。
 - (例) 「イベント開催数」を指標として用いる場合、3回を下回る場合には減額し、10回を上回る場合に増額する。
 - (例) 「災害時における復旧までの時間」を指標として用いる場合、7日以内に復旧する場合には増額し、30日以上かかる場合には減額する。

図表 8 減額と増額に関する指標の関係の例



② 施設の建設費用に相当するサービス対価の変動

- 業務範囲に施設の建設が含まれるPFI事業等については、施設の建設費用に相当するサービス対価の取り扱いについて、以下の点にも留意する必要がある。
 - (a)管理者等は、BTO方式で施設の所有権が管理者等へ移転した後の施設の建設費用に相当するサービス対価は、本来運営等に係わるサービス対価とは別個の確定した債務として捉えるのが望ましいと考えられる。そのため、維持管理・運営に係る指標との関係で、建設費用に相当するサービス対価を指標の達成状況によって変動するサービス対価として扱うべきではないと考えられる。ただし、債務不履行により管理者等が受けた損害を負担する観点から、その損害賠償額と建設費用に相当するサービス対価を相殺することを規定することを妨げるものではない。
 - (b)BOT方式等で施設の維持管理・運営段階において民間事業者が施設の所有権を有する場合で、管理者等が民間事業者の提供するサービスに対してサービス対価を支払う場合には、サービス水準維持への強い動機付けを図るため、維持管理・運営段階における指標と建設費用も含めたサービス対価全体を連動させることも考えられる。ただし、民間事業者のリスクが高まることに伴うリスクプレミアムの上昇によるVFMの低下や、資金調達が困難になること等から民間事業者の参画意欲の低下を招く可能性がある点については留意が必要である。したがって、この場合でも、事業の性格に応じ、減額幅を一定の限度に留める等の条件を付すことを併せて検討する必要がある。

③ 民間事業者のリスク

不適切な指標に基づきサービス水準に応じてサービス対価を変動させることは、民間事業者にとって事業参入上の過大なリスクとなり得る。このため、市場調査や競争的対話の機会を通じた民間事業者からの意見聴取を踏まえて民間事業者が許容できる支払メカニズムや指標、増減金額等の事業条件を適切に設定する必要がある。

- リスクを低減する観点から、減額限度額（減額水準の上限金額）を設定することが考えられる。
 - 民間事業者が管理できない事由や法令上必要な業務等の遂行に基づくサービス水準の低下・利用可能状態が満たされない状況の発生については、官民のリスク分担に基づき、
 - ①一定の猶予を与えること（例えば、修復期間を長めに設定する等）
 - ②減額事由から除外すること（例えば、法令上の定期点検のための施設休止を減額ポイントの対象外として定める等）
- 等の扱いを取ることが考えられる。

また、どういった場合にこれらに該当するかについては、個々の事業の性質によって異なることから、市場調査や競争的対話の機会を通じた民間事業者からの意見聴取も踏まえて、検討することが考えられる。

④ 減額措置の二重適用

- 同一の事象に対して、複数の減額指標が満たされる場合の扱いについて、あらかじめ管理者等と民間事業者の間で取り決めをしておくことが望ましい。
- 例えば、同じ施設やエリアにおいて、利用可能状態に関する指標に基づく減額とパフォーマンスに関する指標に基づく減額の双方の条件が満たされることがある。この場合の扱いの一例として以下が考えられる。
 - ① 利用不能となることで、当然、パフォーマンスに関する指標も満たさなくなる場合には、利用可能状態による減額措置のみが適用されパフォーマンスに関する減額措置は適用されない。ただし、サービス改善によって利用可能状態のみが解消された場合、その時点からパフォーマンスに基づく減額措置が適用される。

図表 9 ①の例

公共施設の特定エリアについて、雨漏りにより利用不能となった場合に、パフォーマンス指標として定められた当該エリアの照度や空調の基準を達成していなくとも照度や空調の基準は、利用可能であることを前提とするものであるから、二重の減額は行わない。

- ② 利用不能の場合においてもパフォーマンスに関する指標を満たすことが可能で

ある場合には、利用可能状態に関する指標とパフォーマンスに関する指標の双方に基づいて減額が適用される。

図表 10 ②の例

公共施設の特定エリアについて、雨漏りにより利用不能となった場合でも、パフォーマンス指標として定められた警備システムの常時稼働は達成可能であることから、警備システムを停止させた場合、利用可能状態に関する指標とパフォーマンスに関する指標の双方に基づいて減額がなされる。

- ③ 一つの事象が複数の施設やエリアの利用可能状態に関する指標による減額の条件を満たす場合、また、一つの事象が複数のパフォーマンスに関する指標による減額の条件を満たす場合には、それぞれ複数の減額が適用される。

図表 11 ③の例

公共施設の変電設備が故障したため、施設 A と施設 B のいずれも利用不能となつた場合、施設 A の利用可能状態に関する指標による減額と施設 B の利可能状態に関する指標による減額の双方が適用される。

⑤ 他の救済措置との関係

- 支払メカニズムにより、サービス対価の減額が行われる場合であっても、そのことによって他の救済措置、例えば債務不履行に基づく損害賠償請求や契約解除が制限されることはない。

6. モニタリング

- PFI事業において、指標連動方式を採用する場合のモニタリングの方法や留意事項等については、モニタリングに関するガイドラインの「四 モニタリング実施の観点から必要な測定指標のあり方」における測定指標を採用する場合の考え方へ従うものとし、加えて、以下の点にも留意すべきである。なお、PFI事業以外の事業においても、同様の考え方へ従うことが考えられる。
 - ① 業務要求水準、指標、サービス対価の支払メカニズム、モニタリングルールの一體運用
指標の定義・具体的な計数設定にあたって、モニタリング方法も含めて検討されるべきである。また、モニタリング方法を検討した上で、指標の定義等を確定させるべきである。
 - ② 適正な公共サービスの提供がなされない場合の対応方法
モニタリングに関するガイドラインにおいては、適正な公共サービスの提供がなされない場合の対応方法として、サービス対価の減額の方法が示されているが、指標連動方式を採用する場合は、減額の基準となる指標と同じ事由で他の手法による減額をすることができないことに注意が必要である。
 - ③ モニタリング報告書の作成
モニタリング報告書は、少なくともサービス対価の支払い期間ごとに民間事業者が作成する必要がある。報告書には、管理者等がサービス対価を計算するために必要な情報が十分に記載されるとともに、減額・増額につながる指標に係る事象の発生数や詳細、(減額事象の場合) 対応状況について記載されることが望ましい。
 - ④ モニタリング結果の正確性の確保等
上述のとおり、指標連動方式におけるモニタリングは、サービス対価の計算のプロセスの一部を構成する。そのため、モニタリング結果は、サービス対価の算定根拠とその妥当性を民間事業者や社会に対して説明する資料としての機能を持ち、正確性が求められる。そこで、民間事業者のモニタリングの適切性・真正性が確保できるよう、民間事業者からの報告を指標に含めるとともに、虚偽の報告及び報告漏れに対して課する減額金額やポイントの比重を重くすることが有効であるほか、モニタリング結果に疑義が生じた際の官民の協議の方法や最終的な決定権、管理者等の検査権と検査手法について検討しておくことが推奨される。そのほか、モニタリングやそれに関する諸手続等について業務要求水準違反が発生した場合には、民間事業者の費用負担の下に、モニタリングレベルを上げる(報告頻度を上げる、サンプル数を増やす等)ことも考えられる。また、モニタリング業務を契約当事者でない第三者に委託することも考えられる。
 - ⑤ モニタリング方法の決定

指標連動方式ではサービス対価の金額にモニタリング結果が大きく影響することになることから、従来のサービス購入型PFI事業等と比べて、モニタリングが入札金額等に与える影響や民間事業者のモニタリング手法等に対する関心が高くなることが想定される。そこで、事業検討段階のなるべく早期からサウンディング調査等においてモニタリングの方法・体制等について、民間事業者の意見を収集することが有効である。

⑥ モニタリングコストの低減

指標連動方式においては、民間事業者の負担増大や入札価格の上昇を防ぐため、モニタリングコストを低減させることが重要になる。客観的なデータ収集を低成本で実施するための取組として、ICT技術等の導入によるモニタリングのデジタル化が有効な場合がある。そこで、⑤と同様に、モニタリングのデジタル化の手段についてはサウンディング調査等において、民間事業者の意見を収集することが有効である。

⑦ モニタリング結果等の保管

上述のとおり、指標連動方式におけるモニタリング結果は、サービス対価の算定根拠資料となるため、民間事業者に一定期間のモニタリング結果及び原データの保管を義務付けると考えられる。その際、民間事業者に過度な負担とならないよう、保管義務を課す資料の種類を特定する、保管期間を合理的な期間とする、電子データの保管を認める等の工夫をすることが望ましい。

7. 「サービス対価」以外での指標の活用

- 民間事業者の参画意欲の向上、サービス水準の向上の観点から、サービス対価以外の手段により民間事業者にインセンティブを付与することも有効である。また、予算措置との関係においても、支払基準額を超える支払が難しい場合に以下のような方法を採用することは、民間事業者への高水準のサービス提供を促す観点から有効だと考えられる。
 - 例えば、高評価時における契約延長オプションを組み込む等、基準支払額からの増額以外の方法によってパフォーマンスに関する指標を評価し、良好な公共サービスの提供を促すことも考えられる。なお、会計法や地方自治法、入札規則等の規定や趣旨に反すことのないように留意が必要である。
 - ① 契約期間の延長・契約対象となる事業範囲の拡大

パフォーマンス指標の評価が良好な場合には、対象となる事業の事業期間を延長する、あるいは対象施設の追加や対象業務の閾値の変更など新たな事業範囲を拡大することが考えられる。この場合、高水準のサービスを提供した年度のサービス対価は増額しないが、事業者の収益機会の拡大に結び付くこととなる。
 - ② 同一施設等を対象として契約期間後に実施される事業への参画の優遇

パフォーマンス指標の評価が良好な場合には、対象事業の契約期間後に、同一施設等を対象として実施される事業における事業者の公募時に、当該民間事業者に一定の得点を付与するなどの優遇措置をとることが考えられる。
 - ③ 他事業に対する参画の優遇

パフォーマンス指標の評価が良好な場合には、同一施設等を対象とする事業のみならず、同一管理者が実施する他の事業の公募においても、当該民間事業者を優遇することが考えられる。

(参考) 成果連動型民間委託契約方式（PFS）との相違

- 成果連動型民間委託契約方式（PFS）とは、「地方公共団体等が民間事業者に委託等して実施する事業のうち、その事業により解決を目指す行政課題、事業目標に対応した成果指標をアウトカムとして設定し、地方公共団体等が当該行政課題の解決のためにその事業を民間事業者に委託等した際に支払う額等が、当該成果指標値の改善状況に連動する事業方式」である。
- 成果連動型民間委託契約方式と指標連動方式は、指標に連動してサービス対価が決定する点で類似するが、以下の点で異なるものである。
 - ① 対象事業

成果連動型民間委託契約方式は、対象事業に特段の制約はないものの、主にソフト事業において活用が広がっている（例えば、健康診断受診の勧奨事業や介護予防事業等）。一方、指標連動方式は、ハード事業又はハードを前提とした事業に限られるものである。
 - ② 指標

成果連動型民間委託契約方式・指標連動方式について、指標の性質が必然的に異なることはない。ただし、対象事業の相違により、以下のような傾向がある。

 - 指標連動方式は、業務要求水準を満たす公共サービスが継続的に提供されることを確保するために、公共サービスの提供というアウトプットに応じてサービス対価の水準を変動させるものである。
 - 成果連動型民間委託契約方式は、行政課題や事業目標に対応した指標を設定するものであり、公共サービスの提供の結果であるアウトカムに応じてサービス対価の水準を変動させるものである。
- 成果連動型民間委託契約方式と指標連動方式は、同一のサービス対価に適用することはできないが、同一事業においてサービス対価をいくつかに区分して、それぞれに各方式を提供することは妨げられない（例えば、公共施設等の整備と維持管理は指標連動方式を採用し、運営に成果連動型民間委託契約方式を採用する等）。